

障害者総合支援法

基準1 入院前に相談支援専門員がいる場合

⇒ 退院指示が出た場合は、すみやかに、相談支援専門員に退院支援の開始を連絡してください。

基準2 入院前に相談支援専門員がいない場合

⇒ 下記のいずれかにあてはまれば、患者の居住地の「委託相談支援事業所」へ相談に行くことを勧めてください。

退院支援が必要な患者の基準

1. 障害福祉サービス等が必要な方
2. 医療・介護・福祉間で連絡調整が必要と判断される方
3. 本人・家族が退院後の生活の支援を希望する方

注) 関係機関へ連絡することについては、必ず本人の同意が必要です。